

住民登録に関する手続

 世帯主の方

世帯主変更届

世帯主の方が亡くなられた場合、自動的に世帯員の方が新世帯主となります。15歳以上の世帯員が2人以上いる場合は世帯主変更通知を送付します。別の方を世帯主に変更したい場合には届出が必要です。

▼手続が可能な人

変更後の世帯主、同一世帯員、法定代理人、これらの方からの委任状を持参した代理人

▼必要なもの

- 来庁者の本人確認書類
- (同一世帯以外の方が届出される場合) 委任状

▼手続期限

世帯主変更通知が届いてから14日以内

問い合わせ先 【2階北側】 戸籍住民課 住民記録係 ☎03-5803-1177

 印鑑登録証、マイナンバーカード、住民基本台帳カードを持っている方

印鑑登録証、マイナンバーカード、住民基本台帳カードの返納

原則返納は不要です。ご家族などで処分していただいて差し支えございません。

※諸手続に伴い、亡くなられた方のマイナンバー（個人番号）が必要になる場合がございます。

マイナンバー関連のものは当面の手続が落ち着いてから処分なさることをお勧めします。

※希望する場合は窓口で返納することも可能です。

※マイナンバーカードを返納する場合は、番号を控えておくことをお勧めします。

▼手続が可能な人

どなたでも可

▼必要なもの

- (返納を希望する場合)
- 返納するマイナンバーカード
 - 来庁者の本人確認書類

▼手続期限

随時

問い合わせ先 【2階北側】 戸籍住民課 住民記録係 ☎03-5803-1177

国民健康保険に関する手続

国民健康保険に加入している方

国民健康保険被保険者証・高齢受給者証の返却

国民健康保険に加入されていた方が亡くなった場合、国民健康保険被保険者証、高齢受給者証、資格確認書をお持ちであればご返却ください。ただし、健康保険証として利用登録したマイナンバーカードについては、原則ご返却は不要です。返却を希望する場合は、文京区マイナンバーカードコールセンター（☎03-5803-1666）までお問い合わせください。

※郵送でのご返却も可能です（マイナンバーカードは除く）。

▼手続が可能な人
どなたでも可

▼必要なもの
 亡くなった方の国民健康保険被保険者証、高齢受給者証、資格確認書（お持ちの場合）
※高齢受給者証は、70歳～74歳の方のみ

▼手続期限
なし

問い合わせ先 【11階南側】 国保年金課 国保資格係 ☎03-5803-1192

国民健康保険に加入している方

国民健康保険の世帯主変更

亡くなった方が世帯主で、同一世帯に国民健康保険に加入している方がいる場合、死亡届の提出および世帯主変更の手続がお済みであれば、自動的に国民健康保険の世帯主変更の手続を行い、新しい被保険者証または資格確認書を送付します。ご来庁は不要です。マイナ保険証を使用している方には送付するものではありません。

問い合わせ先 【11階南側】 国保年金課 国保資格係 ☎03-5803-1192

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

国民健康保険に関する手続

国民健康保険に加入している方

葬祭費の申請

国民健康保険に加入中の方が亡くなられた場合、申請により、その葬祭を行った方に対して、葬祭費（7万円）が支給されます。

※社会保険に本人として加入し、資格喪失後3ヶ月以内に亡くなられた場合には、社会保険から葬祭費などが支給される場合があります。この場合は、国民健康保険からは支給されません。

▼手続が可能な人

葬祭を行った方、必要書類を持参した代理人

▼必要なもの

- 来庁者の本人確認書類
- 亡くなられた方（75歳未満）の被保険者証または資格確認書（お持ちの場合）
- 会葬礼状または葬儀の領収書（宛名に喪主の氏名（フルネーム）があり、但書に〇〇様葬儀代と記載があること）
- 葬祭を行った方の振込先の口座番号（葬祭を行った方以外の口座に振込む場合は、委任状が必要）

▼手続期限

葬祭を行った日の翌日から2年以内

問い合わせ先 【11階南側】 国保年金課 国保給付係 ☎03-5803-1193

限度額適用認定証などを持っている方

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証の返却

各種認定証をお持ちの方が亡くなられた場合、各種認定証をご返却ください。

※郵送でのご返却も可能です。

▼手続が可能な人

どなたでも可

▼必要なもの

- 亡くなられた方の限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証（お持ちの場合）
- 亡くなられた方の特定疾病療養受療証（お持ちの場合）

▼手続期限

なし

問い合わせ先 【11階南側】 国保年金課 国保給付係 ☎03-5803-1193

国民健康保険に関する手続

💰 高額な医療費を支払っている方

高額療養費の申請

亡くなられた国民健康保険の被保険者の世帯に高額療養費が発生していて、同一世帯に国民健康保険被保険者がいない場合、相続人が申請できます。

▼ 手続が可能な人
相続人代表者

▼ 必要なもの

- 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類
法定相続人の場合：戸籍謄本の写しなど
指定相続人の場合：遺言公正証書の写しなど
- 相続人代表者の本人確認書類
- 相続人代表者の口座番号のわかるもの（通帳など）

▼ 手続期限
診療月の翌月から2年間

問い合わせ先 【11階南側】 国保年金課 国保給付係 ☎03-5803-1193

💰 国民健康保険と介護保険の両保険から給付を受けている方

高額介護合算療養費の申請

亡くなられた国民健康保険の被保険者の世帯に高額介護合算療養費が発生していて、同一世帯に国民健康保険被保険者がいない場合、相続人が申請できます。

▼ 手続が可能な人
相続人代表者

▼ 必要なもの

- 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類
法定相続人の場合：戸籍謄本の写しなど
指定相続人の場合：遺言公正証書の写しなど
- 相続人代表者の本人確認書類
- 相続人代表者の口座番号のわかるもの（通帳など）

▼ 手続期限
計算基準年月日から2年以内

問い合わせ先 【11階南側】 国保年金課 国保給付係 ☎03-5803-1193

国民健康保険に関する手続

国民健康保険料について

国民健康保険料の還付金請求

二重払いや保険料の減額などにより、納めすぎとなった保険料がある場合、還付金請求書を亡くなられた方の住民登録地へ送付します。

▼手続が可能な人

世帯主、法定相続人、任意代理人

▼必要なもの

- 還付請求書
- 振込先口座がわかるもの（預金通帳など）
- 法定相続人の場合は亡くなられた方との関係性がわかるもの（戸籍謄本など）
- 相続人代表者の印鑑

※任意代理人の場合は委任状欄に記載が必要です。

▼手続期限

通知日から2年以内

問い合わせ先 【11階南側】 国保年金課 国保収納係 ☎03-5803-1194

国民健康保険料の納付義務承継

亡くなられた納付義務者に保険料の未納がある場合、相続人が納付義務の承継者となります。納付方法などについて相談ができます。

▼手続が可能な人

法定相続人

▼必要なもの

- 来庁者の本人確認書類
- 亡くなられた方との関係性がわかるもの（戸籍謄本など）

▼手続期限

速やかに

問い合わせ先 【11階南側】 国保年金課 滞納整理係 ☎03-5803-1195

国民健康保険に関する手続

国民健康保険料について

国民健康保険料の納付口座振替（自動払込）

口座名義人となっていた世帯主が亡くなられた場合で、引き続き口座振替を希望する場合は、新世帯主からの口座振替手続が必要です。

▼手続が可能な人

新たに世帯主となる方

▼必要なもの

〈国民健康保険料口座振替（自動払込）依頼書により手続する場合〉

- 来庁者の被保険者証または資格確認書（お持ちの場合）
- 来庁者の預金口座が分かるもの
- 来庁者の本人確認書類
- 口座届出印（署名・サイン登録の方は不要）

〈キャッシュカードにより手続する場合〉

- 来庁者の被保険者証または資格確認書（お持ちの場合）
- キャッシュカード（対象となる金融機関は限定）
- 来庁者の本人確認書類

▼手続期限

できるだけ速やかに

問い合わせ先 【11階南側】 国保年金課 国保収納係 ☎03-5803-1194

国民健康保険料の納付証明の発行

文京区の国民健康保険に加入していた期間および年度内（4月～翌年3月）または年内（1～12月）に納付した国民健康保険料額を証明します。

▼手続が可能な人

証明が必要な方

▼必要なもの

- 死亡診断書
- 来庁者の本人確認書類

▼手続期限

なし

問い合わせ先 【11階南側】 国保年金課 管理係 ☎03-5803-1191

国民健康保険に関する手続

国民健康保険に加入する方

ご遺族の国民健康保険新規加入

亡くなられた方に扶養されていたご遺族が、他の健康保険などの資格を喪失し、亡くなられた方以外のご家族の他の健康保険に加入しない場合、国民健康保険の加入手続が必要です。

▼手続が可能な人

世帯主および同一世帯の方

▼必要なもの

- 世帯主と加入者のマイナンバー確認書類
- 来庁者の本人確認書類
- 資格喪失証明書
- 委任状（同一世帯以外の方が来庁する場合）

▼手続期限

できるだけ速やかに

問い合わせ先 【11階南側】 国保年金課 国保資格係 ☎03-5803-1192

後期高齢者医療制度に関する手続

後期高齢者医療制度に加入している方

後期高齢者医療被保険者証などの返却

後期高齢者医療被保険者証などをお持ちの方が亡くなられた場合、亡くなられた方の被保険者証などをご返却ください。ただし、健康保険証として利用登録したマイナンバーカードについては、原則ご返却は不要です。返却を希望する場合は、文京区マイナンバーカードコールセンター（☎03-5803-1666）までお問い合わせください。

※郵送でのご返却も可能です（マイナンバーカードは除く）。

▼手続が可能な人

どなたでも可

▼必要なもの

- 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証または資格確認書
〈以下は、お持ちだった方のみ〉
- 亡くなられた方の限度額適用・標準負担額減額認定証
- 亡くなられた方の限度額適用認定証
- 亡くなられた方の特定疾病療養受療証

▼手続期限

なし

問い合わせ先 【11階南側】 国保年金課 高齢者医療係 ☎03-5803-1205

後期高齢者医療制度に関する手続

自 後期高齢者医療制度に加入している方

通知などに係る送付先変更の手続

亡くなられた後、保険料の精算や高額療養費などの申請が必要な場合、原則として、亡くなられた方の住所（送付先登録がある場合は、ご指定の送付先住所）へ送付します。送付先は変更することができます。

▼手続が可能な人
相続人など

▼必要なもの
送付先となる方の本人確認書類

▼手続期限
速やかに

問い合わせ先 【11階南側】 国保年金課 高齢者医療係 ☎03-5803-1205

葬祭費の申請

後期高齢者医療制度に加入中の方が亡くなられた場合、申請により、その葬祭を行った方に対して、葬祭費（7万円）が支給されます。

※後期高齢者医療制度に加入して3ヶ月以内に亡くなられた方は、加入前の健康保険からこれに相当する給付がある場合は支給されません。

▼手続が可能な人
葬祭を行った方、必要書類を持参した代理人

▼必要なもの
来庁者の本人確認書類
亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証または資格確認書（お持ちの場合）
会葬礼状または葬儀の領収書（宛名に喪主の氏名（フルネーム）があり、但書に〇〇△△（フルネーム）様葬儀代と記載があること）
葬祭を行った方の通帳など、振込先がわかるもの（葬祭を行った方以外の口座に振込む場合は、申請書の委任欄に記入・押印（朱肉を使うもの）が必要）

▼手続期限
葬祭を行った日の翌日から2年以内

問い合わせ先 【11階南側】 国保年金課 高齢者医療係 ☎03-5803-1205

後期高齢者医療制度に関する手続

🔑 後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療保険料の精算

保険料額が変更となる場合は、亡くなられた月の翌月以降に保険料額変更決定通知書をお送りします。

【追加での納付が必要な場合】

納付書を同封いたしますので納付期限までに納付してください。

【還付の場合】

亡くなられた月の翌月以降に還付手続書類をお送りします。

▼ 手続期限

区から必要書類をお送りします。書類受領後に手続をしてください。

問い合わせ先 【11階南側】 国保年金課 高齢者保険料係 ☎03-5803-1198

後期高齢者医療保険料の過誤納金還付通知

保険料精算の結果などで過誤納金が発生した場合、還付金請求書を亡くなられた方のご住所（送付先登録がある場合はご指定の送付先住所）へお送りします。還付金のお振込先は相続人代表者（亡くなられた被保険者の配偶者・血族関係の方・遺言公正証書で指定されている方）名義の口座に限ります。

▼ 手続が可能な人

亡くなられた被保険者の相続人代表者（配偶者・血族関係の方・遺言公正証書で指定されている方）、その代理人

▼ 必要なもの

- 還付金請求書
- 相続人代表者名義の通帳など、振込先がわかるもの
- 亡くなられた方と相続人代表者の関係が分かる戸籍謄本の写し

▼ 手続期限

区から必要書類をお送りします。通知日から2年以内に手続をしてください。

問い合わせ先 【11階南側】 国保年金課 高齢者保険料係 ☎03-5803-1198

後期高齢者医療制度に関する手続

🏠 後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療保険料の納付義務承継

亡くなられた納付義務者に保険料の未納がある場合、相続人が納付義務の承継者となります。納付方法などについて相談ができます。

▼ 手続が可能な人
法定相続人

▼ 必要なもの
 法定相続人の本人確認書類
 亡くなられた方との関係性がわかるもの（戸籍謄本など）

▼ 手続期限
速やかに

問い合わせ先 【11階南側】 国保年金課 滞納整理係 ☎03-5803-1195

後期高齢者医療保険料の登録口座停止

納付口座の振替を停止しますので、お申し出ください。保険料再計算後、変更決定通知書等をお送りします。

▼ 手続が可能な人
ご家族など

▼ 必要なもの
 来庁者の本人確認書類
 亡くなられた方の被保険者確認書類

▼ 手続期限
速やかに

問い合わせ先 【11階南側】 国保年金課 高齢者保険料係 ☎03-5803-1198

後期高齢者医療制度に関する手続

🏠 後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療保険料の納付証明などの発行

文京区に納付された後期高齢者医療保険料額を証明します。
※郵送でも交付が可能です。ただし、有料の証明は窓口交付のみ。

▼**手続が可能な人**
証明が必要な方

▼**必要なもの**
 来庁者の本人確認書類
 亡くなられた方の被保険者確認書類

▼**手続期限**
なし

問い合わせ先 【11階南側】 国保年金課 高齢者保険料係 ☎03-5803-1198

年金に関する手続

🏠 年金を受け取っていたか分からない方

国民年金受給状況の確認

亡くなられた方の年金受給状況が不明の場合は、ねんきんダイヤルまたは文京年金事務所へお問い合わせください。

▼**手続が可能な人**
該当者のご遺族

問い合わせ先 お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。
■ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165
■日本年金機構文京年金事務所お客様相談室（千石1-6-15）
☎03-3945-1141（音声案内1→2）
日本年金機構ホームページでも問い合わせ先等確認ができます。

介護に関する手続

自 介護保険に加入している方

介護保険被保険者証・介護保険負担割合証・負担限度額認定証の返却

介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、負担限度額認定証をお持ちの方が亡くなられた場合、被保険者証等をご返却ください。

▼**手続が可能な人**
どなたでも可

▼**必要なもの**

- 亡くなられた方の介護保険被保険者証
- 亡くなられた方の介護保険負担割合証
- 亡くなられた方の介護保険負担限度額認定証

▼**手続期限**
速やかに

問い合わせ先 ■介護保険被保険者証の返却
【9階南側】介護保険課 資格保険料係 ☎03-5803-1379
■介護保険負担割合証・負担限度額認定証の返却
【9階南側】介護保険課 給付係 ☎03-5803-1388

介護保険料通知に係る送付先確認

保険料に過不足が生じた場合、変更通知書や還付通知書などを、亡くなられた方の住所へお送りします。独り暮らしをされていた方、施設に入所されていた方など、郵送物が返戻になるおそれがある場合、送付先をお知らせください。

▼**手続が可能な人**
相続人など

▼**必要なもの**

- 亡くなられた方の介護保険被保険者証

▼**手続期限**
速やかに

問い合わせ先 【9階南側】介護保険課 資格保険料係 ☎03-5803-1379

介護に関する手続

介護保険料の還付通知

保険料の納め過ぎが発生した場合、後日、区から還付のお知らせをお送りします。年金事務所等に未支給年金の請求を行った後に、手続してください。

▼手続が可能な人

相続人代表者

▼必要なもの

- 還付請求書・申立書
- 相続権が確認できるもの

※下記ア、イ、ウのいずれか一点（コピー可）。ただし、相続人代表者が区内同一世帯の配偶者または子の場合は不要です。

- (ア) 戸籍謄本など、被保険者と相続人代表者の関係が確認できるもの
- (イ) 遺言公正証書（全ページ）
- (ウ) 法定相続情報一覧図（法務局交付のもの）
- 相続人代表者名義の通帳など、振込先が分かるもの
- 相続人代表者の印鑑（朱肉を使うもの）

▼手続期限

通知が届いてから2年以内

問い合わせ先 【9階南側】 介護保険課 資格保険料係 ☎03-5803-1379

介護保険サービスを利用している方

高額介護（予防）サービス費の申請

亡くなられた介護保険制度の被保険者に高額介護（予防）サービス費が発生していた場合、相続人が申請できません。該当する方には、区からお知らせをお送りします。

▼手続が可能な人

相続人代表者

▼必要なもの

- 申請書・申立書・相続人一覧図
- 相続権が確認できるもの

※下記ア、イ、ウのいずれか一点（コピー可）。ただし、相続人代表者が区内同一世帯の配偶者または子の場合は不要です。

- (ア) 戸籍謄本など、被保険者と相続人代表者の関係が確認できるもの
- (イ) 遺言公正証書（全ページ）
- (ウ) 法定相続情報一覧図（法務局交付のもの）
- 相続人代表者名義の通帳など、振込先が分かるもの
- 相続人代表者の印鑑（朱肉を使うもの）

▼手続期限

通知が届いてから2年以内

問い合わせ先 【9階南側】 介護保険課 給付係 ☎03-5803-1388

高齢福祉に関する手続

高齢者向けサービスを利用している（介護保険で受けるサービス以外のもの）

死亡の旨報告

■救急通報システム

■高齢者等GPS探索サービス

■ただいま！支援登録

高齢福祉課までご連絡ください。

※高齢者等GPS探索サービスを利用されていた方は、契約業者と解約の手続および貸与機器を返却してください。

■高齢者紙おむつ支給

高齢福祉課または委託業者へ直接ご連絡ください。

■車椅子の貸出し

貸出を受けた貸出窓口へ返却をお願いします。

▼手続が可能な人

親族・相続人など

▼必要なもの

お問い合わせください。

▼手続期限

速やかに

問い合わせ先

■救急通報システムに関すること

【9階南側】高齢福祉課 高齢者相談係 ☎03-5803-1382

■高齢者等GPS探索サービス、ただいま！支援登録に関すること

【9階南側】高齢福祉課 認知症施策担当 ☎03-5803-1821

■高齢者紙おむつ支給、車椅子の貸出し事業に関すること

【9階南側】高齢福祉課 高齢福祉推進係 ☎03-5803-1213

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

高齢福祉に関する手続

高齢者おむつ費用助成を受けている方

高齢者おむつ費用助成の請求

助成の決定を受けている方で、未請求分がある場合は、「高齢者おむつ費用助成請求願兼口座振替依頼書」と領収書の写しをご提出ください。

▼手続が可能な人

親族・相続人など

▼必要なもの

高齢者おむつ費用助成請求願兼口座振替依頼書

※区より送付いたします。

未請求分の領収書の写し

▼手続期限

使用月から2年以内

問い合わせ先 【9階南側】 高齢福祉課 高齢福祉推進係 ☎03-5803-1213

特別養護老人ホームに入所申込をしている方

特別養護老人ホームの入所申込取下

特別養護老人ホーム入所申込中の方は、入所申込取下届をご提出ください。

▼手続が可能な人

入所申込者等（親族、後見人など）

▼必要なもの

文京区特別養護老人ホーム入所申込取下届

▼手続期限

速やかに

問い合わせ先 【9階南側】 高齢福祉課 高齢者相談係 ☎03-5803-1382

障害福祉に関する手続

📖 愛の手帳、身体障害者手帳を持っている方

愛の手帳、身体障害者手帳の返却

愛の手帳、身体障害者手帳をお持ちの方が亡くなられた場合、手帳をご返却ください。

▼手続が可能な人
どなたでも可

▼必要なもの
 亡くなられた方の愛の手帳
 亡くなられた方の身体障害者手帳

▼手続期限
速やかに

問い合わせ先 【9階北側】 障害福祉課 知的障害者支援係 ☎03-5803-1214
【9階北側】 障害福祉課 身体障害者支援係 ☎03-5803-1219

👤 障害福祉の日常生活の援助を利用している方

返却や、未支払請求書の提出、死亡の旨報告

- 都営交通無料乗車券
- 心身障害者民営バス乗車割引証
- 福祉タクシー券
- 自動車燃料費助成
亡くなられた日までのご利用分を請求することができます。
- 紙おむつ費用助成
未支払い分がある場合は、障害福祉課から連絡をしますのでお待ちください。
- 紙おむつ（現物）の受給
- 布団乾燥消毒
- 救急代理通報システム
障害福祉課から業者へ報告しますので、ご連絡ください。

▼手続が可能な人
給付内容によって異なるため、お問い合わせください。

▼必要なもの
 亡くなられた方の未使用分の福祉タクシー券

▼手続期限
なし

問い合わせ先 【9階北側】 障害福祉課 障害者在宅サービス係 ☎03-5803-1212

障害福祉に関する手続

障害者に関する手当を受給している方

障害者に関する手当の未支払請求

手当を受給していた方が亡くなったときに、同居の親族がいる場合などで、まだ受け取っていない以下の手当がある場合は請求ができます。

- 心身障害者等福祉手当
- 特別障害者手当
- 障害児福祉手当
- 重度心身障害者手当
- 精神障害者福祉手当

▼手続が可能な人
同居のご家族など

- ▼必要なもの
- 来庁者の本人確認書類
 - 振込口座のわかるもの
 - 来庁者の印鑑

※各手当により異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

▼手続期限
速やかに

問い合わせ先 ■心身障害者等福祉手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、重度心身障害者手当に関すること

【9階北側】障害福祉課 障害者在宅サービス係 ☎03-5803-1212

■精神障害者福祉手当に関すること

【8階南側】予防対策課 精神保健担当 ☎03-5803-1230

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

障害福祉に関する手続

自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院）を利用して通院など治療している方

自立支援手続 医療受給者証（更生医療・精神通院）の返却

自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院）をお持ちの方が亡くなられた場合、死亡日の翌日をもって使用不可となります。
受給者証（更生医療・精神通院）をご返却ください。

▼手続が可能な人
どなたでも可

▼必要なもの
 亡くなられた方の自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院）

▼手続期限
なし

問い合わせ先 ■更生医療に関すること
【9階北側】 障害福祉課 身体障害者支援係 ☎03-5803-1219
■精神通院に関すること
【8階南側】 予防対策課 精神保健担当 ☎03-5803-1230

精神障害者保健福祉手帳を持っている方

精神障害者保健福祉手帳の返却

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が亡くなられた場合、手帳をご返却ください。

▼手続が可能な人
どなたでも可

▼必要なもの
 亡くなられた方の精神障害者保健福祉手帳

▼手続期限
速やかに

問い合わせ先 【8階南側】 予防対策課 精神保健担当 ☎03-5803-1230

障害福祉に関する手続

📖 精神障害者保健福祉手帳を申請している方

精神障害者保健福祉手帳の申請取下げ

精神障害者保健福祉手帳の申請をしている方が亡くなられた場合、申請の取下げが必要になります。

▼手続が可能な人

同一世帯員、法定代理人など

▼必要なもの

- 来庁者の本人確認書類
- 法定代理人の場合は、法定代理人であることがわかる書類
- 申請時にお渡しした申請書の控え

▼手続期限

速やかに

【8階南側】 予防対策課 精神保健担当 ☎03-5803-1230

問い合わせ先

💊 東京都大気汚染医療費助成制度に係る医療券を持っている方

医療券の返却

東京都大気汚染医療費助成に係る医療券をお持ちの方が亡くなられた場合、死亡日の翌日をもって使用不可となります。

医療券をご返却ください。

▼手続が可能な人

どなたでも可

▼必要なもの

- 亡くなられた方の医療券

▼手続期限

速やかに

問い合わせ先 【8階南側】 予防対策課 保健予防係 ☎03-5803-1225

公害に関する手続

☐ 被爆者健康手帳などを持っている方

被爆者健康手帳等の返却、葬祭料の支給申請

区では原爆被爆者援護申請等経由事務（必要書類をお預かりし、東京都へ送付する経由事務）を行っております。

- ・被爆者健康手帳をお持ちの方、健康診断受診者証または健康診断受診票をお持ちの方が亡くなられたときは、手帳等の返却および死亡届の提出が必要となります。
- ・被爆者健康手帳をお持ちの方が亡くなられた場合については、併せて葬祭料の支給申請が可能です。

▼手続が可能な人

- ・戸籍法の規定による死亡の届出義務者（親族、同居者、家主や土地管理人 など）
- ・葬祭料の支給申請にあたっては葬祭を行った者

▼必要なもの

亡くられた方によって届出書類が異なります。

⇒詳細は東京都保健医療局ホームページ【被爆者援護 こんなときどうしたらいい?】で検索

▼手続期限

- ・手帳等の返却および死亡届の提出→速やかに
- ・葬祭料の支給申請→亡くなられた日から5年以内

問い合わせ先 【8階南側】 予防対策課 保健予防係 ☎03-5803-1225

☐ 公害医療手帳を持っている方

公害医療手帳の返却

公害医療手帳をお持ちの方が亡くなられた場合、手帳をご返却ください。

▼手続が可能な人

戸籍法の規定による死亡の届出義務者（親族、同居者、家主や土地管理人など）

▼必要なもの

- 死亡診断書の写し
- 亡くなられた方の公害医療手帳

▼手続期限

速やかに

問い合わせ先 【8階南側】 予防対策課 保健予防係 ☎03-5803-1225

公害に関する手続

☐ 公害医療手帳を持っている方

未支給の補償給付、遺族補償費等の請求

公害医療手帳をお持ちの方が亡くなられた時点で未支給の補償給付がある場合、生計同一の親族の方が請求できる場合があります。また、指定疾病に起因して亡くなられた場合、ご親族に遺族補償費等が支給される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

▼手続が可能な人・必要なもの・手続期限

手続により異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先 【8階南側】 予防対策課 保健予防係 ☎03-5803-1225

難病に関する手続

🤝 難病等の医療費助成を受けている方

難病等医療費助成制度（難病、B型・C型ウイルス肝炎、人工透析、小児慢性）の受給者証、医療券の返却

受給者証や医療券をお持ちの方が亡くなられた場合、受給者証等をご返却ください。

▼手続が可能な人

どなたでも可

▼必要なもの

- 亡くなられた方の受給者証
- 亡くなられた方の医療券

▼手続期限

速やかに

※医療費清算の際に受給者証、医療券が必要になる場合があります。

問い合わせ先 【8階北側】 保健サービスセンター 健康相談係 ☎03-5803-1805

税に関する手続

☎ 住民税・軽自動車税（種別割）に残り（未納や納期未到来分）がある方

納付に係る手続

住民税（特別区民税・都民税）は1月1日現在の住民登録地で、その前年の所得に対して課税されます。そのため、1月2日以降に亡くなられた方も、前年に一定の所得があった場合は課税されることとなります。

軽自動車税（種別割）は、4月1日現在で文京区内に置く軽自動車、二輪車、原動機付自転車、小型特殊自動車（フォークリフト）をお持ちの所有者に課税されます。そのため、4月1日以前に亡くなられた方でも、廃車または名義変更の手続をしていないと、その所有者に課税されることとなります。

亡くなられた方の区税（住民税、軽自動車税（種別割））の納付が済んでいない場合は、相続人に納付していただく必要があります。期限内納付等が困難な場合はご相談ください。

なお、ご存命の時、口座登録があった場合は、口座取消通知および納付書を送りますので、その納付書により納付してください（公的年金からの引き落とし分等がある場合は、後日、改めて納税通知書・納付書をお送りいたします。）。

▼手続が可能な人

相続人

▼必要なもの

納付書

▼手続期限

納税通知書に記載の納期限まで

問い合わせ先

■特別区民税・都民税の課税に関すること

【10階南側】税務課 課税第一・第二係 ☎03-5803-1154・1155

■納付に関すること

【10階南側】税務課 納税係 ☎03-5803-1156・1157・1158

■口座に関すること

【10階南側】税務課 収納管理係 ☎03-5803-1153

■軽自動車税（種別割）に関すること

【10階南側】税務課 税務係 ☎03-5803-1152

税に関する手続

☎ 住民税・軽自動車税（種別割）に残り（未納や納期未到来分）がある方

相続放棄の案内

相続人が亡くなられた方（被相続人）の権利や義務を一切引き継がない相続放棄の手続を家庭裁判所でされた場合、亡くなられた方（被相続人）の住民税、軽自動車税（種別割）の残りについて、納めていただく必要がなくなります。

▼ 手続が可能な人 相続人

▼ 必要なもの

- 来庁者の本人確認書類
 - 相続放棄された方全員の相続放棄申述受理通知書または相続放棄申述受理証明書
- ※写し可

▼ 手続期限

相続の放棄は亡くなったことを知ってから3か月以内に家庭裁判所に申し立てする必要があります。相続放棄の手続後、必要書類を提出していただきます。

問い合わせ先 ■ 納付に関すること

【10階南側】 税務課 納税係 ☎03-5803-1156・1157・1158

☎ 住民税が課税されている方

相続人代表者指定届の提出

亡くなられた方に住民税（特別区民税・都民税）が課税されている場合、区民税・都民税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。

相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。なお、相続放棄を検討されている方は、別途手続が必要となります。

※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、区が相続人代表者を指定することがあります。

※「区民税・都民税が課税されている場合」とは、今後課税される予定がある場合も含まれます。

▼ 手続が可能な人 相続人代表者

▼ 必要なもの

- 相続人代表者の本人確認書類

▼ 手続期限

相当な期間（おおむね3ヶ月）

問い合わせ先 【10階南側】 税務課 課税第一・第二係 ☎03-5803-1154・1155

税に関する手続

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車(フォークリフト)を所有している方

廃車の手続

亡くなられた方の名義の車両(ナンバープレート)を使用しない場合、必ず廃車(ナンバープレートの返納)の手続をしてください。

▼手続が可能な人

相続人

▼必要なもの

- ナンバープレート(文京区ナンバーのみ)
- 標識交付証明書
- 来庁者の本人確認書類
- 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類(戸籍謄本など)

▼手続期限

亡くなられた日から30日以内

問い合わせ先 【10階南側】 税務課 税務係 ☎03-5803-1152

相続人への名義変更

亡くなられた方の名義の車両を相続する場合、名義変更の手続をしてください。

※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。

▼手続が可能な人

相続人

▼必要なもの

- ナンバープレート(文京区ナンバーのみ)
- 標識交付証明書
- 来庁者の本人確認書類
- 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類(戸籍謄本など)

▼手続期限

亡くなられた日から15日以内

問い合わせ先 【10階南側】 税務課 税務係 ☎03-5803-1152

子どもに関する手続

子どもに関する手当を受給している方

児童手当の未支給の請求、児童手当の新規申請

児童手当を受給していた保護者が亡くなられた場合、亡くなられた月までの児童手当は、支給対象児童に支払われます。

※受給者に支払い済みの場合は、支給対象児童への支払いはありません。

新たに支給対象児童を養育する方について、新規認定請求が必要となります。

▼手続が可能な人

新たに支給対象児童を養育する方など

▼必要なもの

【未支払い手当の請求の場合】

お子様名義の通帳またはキャッシュカード

【新規認定請求の場合】

新たに支給対象児童を養育する方の金融機関の通帳またはキャッシュカード

健康保険証（各種共済に加入の場合）

※受給年度の1月1日に海外にお住まいであった場合、別途戸籍の附票が必要となります。

▼手続期限

受給者が亡くなられた月内または受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内

問い合わせ先 【5階南側】子育て支援課 児童給付係 子育て支援事業コールセンター
☎03-5803-1288

ひとり親などに関する各手当・医療費助成の手続

父または母が死亡した児童を養育する場合、ひとり親に関する手当を受給できることがあります。（所得制限など、受給要件があります。）詳しくはお問い合わせください。

▼手続期限

速やかに

問い合わせ先 【5階南側】子育て支援課 児童給付係 子育て支援事業コールセンター
☎03-5803-1288

子どもに関する手続

保育園や幼稚園に入所または入所申込みをしている児童がいる方／私立幼稚園・認可外保育施設等の補助金を受給している方

保護者の申請内容変更の手続

認可保育施設・区立幼稚園に入所または入所申込みをしている児童の保護者や、私立幼稚園・認可外保育施設等の補助金受給または申請している児童の保護者が亡くなられた場合、手続が必要となる場合があります。

▼手続が可能な人

児童の保護者、その親族

▼必要なもの

個人の状況により必要な書類などが異なります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先

■認可保育施設、区立幼稚園に関すること

【12階南側】 幼児保育課 入園相談係 ☎03-5803-1190

■認可外保育施設、私立幼稚園に関すること

【12階南側】 幼児保育課 施設給付・私立幼稚園担当 ☎03-5803-1823

育成室（学童保育）に在籍している児童がいる方

保護者の申請内容変更の手続

氏名・世帯状況などに変更があった場合、変更届の提出が必要となります。

▼手続が可能な人

児童の保護者など

▼必要なもの

届出事項変更届（窓口でも記載可能な様式です。）

※詳しくは在籍している育成室にお問い合わせください。

問い合わせ先

【20階北側】 児童青少年課 児童係 ☎03-5803-1188

子どもに関する手続

就学援助を受給している（新たな申請および再申請を希望する）方

申請者変更の手続

申請者（児童・生徒の保護者）の方が亡くなられた場合、再度お手続が必要となります。また、受給されていない方や申請済で否認定となった方についても、収入の変動により認定対象になる可能性があります。詳しくはお問い合わせください。

▼手続が可能な人

児童・生徒の保護者

▼必要なもの

新たに申請者となる方の通帳またはキャッシュカード

▼手続期限

新たな申請・再申請の場合は受付月からの認定となります。

問い合わせ先 【20階南側】学務課 学事係 ☎03-5803-1295

就学奨励費を受給している（新たな申請および再申請を希望する）方

申請者変更の手続

申請者（児童・生徒の保護者）が亡くなられた場合、再度お手続が必要となります。また、受給されていない方や申請済で否認定となった方についても、収入の変動により認定対象になる可能性があります。詳しくはお問い合わせください。

▼手続が可能な人

児童・生徒の保護者

▼必要なもの

新たに申請者となる方の通帳またはキャッシュカード

▼手続期限

—

問い合わせ先 【20階北側】教育指導課 特別支援教育担当 ☎03-5803-1298

子どもに関する手続



奨学資金および入学支度資金貸付中または返還中の方

連帯保証人の変更

奨学資金および入学支度資金貸付中または償還金返還中の方の連帯保証人が亡くなった場合、新たに連帯保証人の届出が必要になります。

▼手続が可能な人

貸付中または償還中の方本人、新たな連帯保証人

▼必要なもの

- 来庁者の本人確認書類
- 新たな連帯保証人の印鑑登録証明書および収入を証明するもの

▼手続期限

なし

問い合わせ先 【20階南側】 教育総務課 庶務係 ☎03-5803-1291

生活衛生に関する手続

🐾 犬を飼っている方

所有者変更の手続

犬の飼い主（所有者）が亡くなった場合、飼い主などの変更届が必要となります。

※マイクロチップ装着の有無により手続の方法が変わる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

▼手続が可能な人

新しく飼い主（所有者）になる方

▼必要なもの

特になし

※鑑札番号がわかると手続がスムーズに行えます。

▼手続期限

死亡日から30日以内

問い合わせ先 【8階南側】 生活衛生課 環境衛生担当 ☎03-5803-1227

生活衛生に関する手続

⚙️ 診療所等を開設している方

医療薬事関係の許認可登録施設に関する届出

亡くなられた方が、以下の施設の許認可登録名義人の場合、法定期限内に届出が必要となります。

※施設等の例

診療所、助産所、歯科技工所、施術所、薬局、店舗販売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業、管理医療機器販売業・貸与業、毒物劇物販売業、毒物劇物業務上取扱者、麻薬小売業者

▼手続が可能な人

戸籍法第87条による届出義務者

▼必要なもの

手続内容により異なります。詳しくはお問い合わせください。

▼手続期限

手続内容により異なります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先 【8階南側】生活衛生課 医薬係 ☎03-5803-1226

🏥 医療従事者免許を持っている方

籍（名簿）登録抹消（消除）申請

医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療従事者免許をお持ちの方が、亡くなられた場合または失踪の宣告を受けた場合は、同居の親族の方が事実の発生後30日以内に籍（名簿）登録抹消（消除）申請を行うことが必要です。手数料はかかりません。

▼手続が可能な人

戸籍法第87条による届出義務者

▼必要なもの

- 亡くなられた方の医療従事者免許証
 - 死亡診断書（写し）など
- 詳しくはお問い合わせください。

▼手続期限

死亡日から30日以内

問い合わせ先 【8階南側】生活衛生課 医薬係 ☎03-5803-1226

生活衛生に関する手続

理容所・美容所等を開設している方

環境衛生に関する営業者の地位の承継

理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館業、公衆浴場および温泉利用施設の営業者が亡くなられた場合、営業者の地位の承継が必要となります。

▼手続が可能な人

営業の地位を承継する方

▼必要なもの

- 承継届
 - 戸籍謄本または法定相続情報一覧図の写し
 - 相続人が2人以上いる場合は、その全員の承継に関する同意書
- 手続内容により異なります。
詳しくはお問い合わせください。

▼手続期限

手続内容により異なります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先 【8階南側】生活衛生課 環境衛生担当 ☎03-5803-1227

飲食店等食品関係施設を営業している方

食品衛生に関する営業者の地位の承継

食品営業施設、食鳥処理、ふぐの取り扱い等の営業者・事業者が亡くなられた場合、営業者・事業者の地位の承継が必要となります。

▼手続が可能な人

営業・事業の地位を承継する方

▼必要なもの

- 営業許可書、食鳥処理事業許可書、ふぐ取扱所認証書等
 - 承継届
 - 戸籍謄本または法定相続情報一覧図の写し
 - 相続人が2人以上いる場合は、その全員の承継に関する同意書
 - 食鳥処理の承継の場合は、相続人が欠格事項に該当しない旨の誓約書
- 手続内容により異なります。詳しくはお問い合わせください。

▼手続期限

手続内容により異なります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先 【8階南側】生活衛生課 食品衛生担当 ☎03-5803-1228

住宅に関する手続

🏠 区営住宅などに住んでいる方

区営住宅等の返還または使用承継または世帯員変更に関する手続

居住者が亡くなられた場合、使用承継申請、世帯員変更届、返還届等の手続が必要になります。使用者の状況により、手続が可能な人・必要なもの・手続期限が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先 【11階北側】福祉住宅サービス ☎03-5803-1238

🏠 空き家の相続人の方

被相続人居住用家屋等確認書の交付

被相続人の居住の用に供していた 昭和56年5月31日以前に建築された家屋およびその敷地などを相続した相続人が、当該家屋（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む。）または取壊し後の土地を譲渡した場合には、譲渡所得から3,000万円の特別控除を受けることができます。

この「空き家の発生を抑制するための特例措置（空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除）」を受けるには、当該家屋およびその敷地などが所在する市区町村において交付する「被相続人居住用家屋等確認書」を、確定申告書に添付することが必要です。

▼ 手続が可能な人

区内にある被相続人の居住の用に供していた 昭和56年5月31日以前に建築された家屋およびその敷地などを相続し、当該家屋（耐震性のない場合は耐震フォームをしたものに限り、その敷地を含む。）または取壊し後の土地を譲渡した相続人

※令和6年1月1日以降の譲渡については、買主が譲渡後に耐震改修工事または除却工事を実施する場合も適用対象となりました。該当する場合は、対象の可否を事前に管轄の税務署にお問合せください。

▼ 必要なもの

- 国土交通省の証明書の様式「被相続人居住用家屋等確認申請書」
- 「被相続人居住用家屋等確認書の交付のための提出書類の確認表」に記載されている書類(各1部)

※物件により必要な添付書類が異なるため、事前にお問い合わせください。

▼ 手続期限

相続開始の日から3年を経過する日の属する年の12月31日まで

※特例の適用期限は、令和9（2027）年12月31日まで

問い合わせ先 【18階北側】住環境課 管理担当 ☎03-5803-1374

住宅に関する手続

🏠 空家の所有者、権利者の方

空家等相談事業

空家に関する相談など

▼ 手続が可能な人

区内の空家の所有者、権利者など

▼ 必要なもの

空家等相談申請書

▼ 手続期限

申請を受け次第、随時調整

問い合わせ先 【18階北側】 住環境課 管理担当 ☎03-5803-1374

貸付金に関する手続

🤝 生業資金貸付金の貸付を受けている方

生業資金貸付金の債務継承

借受人が亡くなられた場合は、相続人が債務継承者となります。窓口で償還免除等について、相談や申請ができます。

▼ 手続が可能な人

生業資金貸付金の貸付を受けていた死亡者の相続人

▼ 必要なもの

お問い合わせください。

▼ 手続期限

なし

問い合わせ先 【11階北側】 福祉政策課 地域福祉係 ☎03-5803-1202

貸付金に関する手続

災害援護資金貸付金の貸付を受けている方

災害援護資金貸付金の債務継承

借受人が亡くなられた場合は、相続人が債務継承者となります。窓口で償還免除等について、相談や申請ができます。

▼ **手続が可能な人**

生業資金貸付金の貸付を受けていた死亡者の相続人

▼ **必要なもの**

お問い合わせください。

▼ **手続期限**

なし

問い合わせ先 【11階北側】 福祉政策課 地域福祉係 ☎03-5803-1202

その他手続

区民葬儀を利用したい方

区民葬儀券の利用

区民葬儀の利用を希望する方には、死亡届提出時に戸籍住民課より区民葬儀券を配付します。区民葬儀取扱葬儀店に渡すことで、ご利用いただけます。

▼ **手続が可能な人**

親族、同居者、代理人の方（葬儀社でも可）

問い合わせ先 【11階北側】 福祉政策課 地域福祉係 ☎03-5803-1202

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

その他手続

♥ 区民葬儀券の「火葬券」「祭壇券」をいずれも利用して葬儀を行った喪主の方

区民葬儀利用の助成

申請後、区民葬儀を利用した方に、一万円を助成します。

▼手続が可能な人

喪主、代理人の方

ただし、以下のいずれかに当てはまる場合にのみ申請できます。

- (1) 喪主が、葬儀の日において文京区内に住所を有している場合
- (2) 亡くなられている方が、死亡の日において文京区内に住所を有している場合

▼必要なもの

- 区民葬儀利用助成申請書兼請求書
- 葬儀の領収書（写し可）
- 振込先の情報と喪主の印鑑
- （申請者と振込口座の名義が異なる場合）委任状

▼手続期限

葬儀を執行した日から1年間

問い合わせ先 【11階北側】 福祉政策課 地域福祉係 ☎03-5803-1202

🤝 文京区パートナーシップ宣誓者の方

パートナーシップ宣誓書受領証の返却

文京区パートナーシップ宣誓者が亡くなった場合、受領証の返却（2人分）が必要となります。

▼手続が可能な人

パートナー

▼必要なもの

- 来庁者（パートナー）の本人確認書類
- パートナーシップ宣誓書受領証（A4書面）
- パートナーシップ宣誓書受領証（カード）

▼手続期限

なし

問い合わせ先 【14階南側】 総務課 ダイバーシティ推進担当 ☎03-5803-1187

その他手続

☐ 文京区防災スマートフォンを貸与されている方

文京区防災スマートフォンの返却

文京区避難行動要支援者名簿に登録されている方のうち、同居しているご家族を含めてスマートフォンをお持ちでない方を対象として、文京区防災情報一斉通知アプリが利用できる「防災スマートフォン」を無償で貸与しています。

被貸与者が亡くなられた場合、機器の返却が必要となります。

▼ 手続が可能な人

同一世帯の方、法定代理人、任意代理人

▼ 必要なもの

スマートフォン本体、充電器

▼ 手続期限

速やかに

問い合わせ先 【15階北側】 防災課 防災担当 ☎03-5803-1744

🔧 工場や指定作業場の事業者である方

工場等の廃止、承継等の届出

工場や指定作業場を経営されている方が亡くなられた場合、工場等の廃止、承継等の届出をご提出いただく必要があります。

▼ 手続が可能な人

利用種別により異なります。詳しくはお問い合わせください。

▼ 必要なもの

利用種別により異なります。詳しくはお問い合わせください。

▼ 手続期限

亡くなられた日から30日以内

問い合わせ先 【17階南側】 環境政策課 指導担当 ☎03-5803-1260

